

# 羽村市、公益社団法人羽村市シルバー人材センター及び株式会社ジモティーとのリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定書

羽村市（以下「甲」という。）、公益社団法人羽村市シルバー人材センター（以下「乙」という。）及び株式会社ジモティー（以下「丙」という。）は、リユース活動の促進に向け、以下の通り連携と協力に関する協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定書は、甲、乙及び丙の緊密な連携と協力により、それぞれの資源や機能等の活用を図り、市内のリユース活動を促進し、住民サービスの向上及び環境負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

## （連携協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) リユース活動を促進するための企画立案に関すること。
- (2) リユース活動を促進するための広報啓発に関すること。
- (3) その他リユース活動の促進に関して、甲、乙及び丙で合意した事項に関すること。

## （協議及び報告）

第3条 甲、乙及び丙は、第1条の目的達成に向けた連絡事項に関する協議及び報告を行う。

## （実績報告）

第4条 丙は、市民が丙の事業を利用し、リユース品の取引を行った実績を甲、乙に報告する。

## （責務）

第5条 丙の事業を利用した市民間でトラブルが発生した場合は、丙の責任のもと誠意をもって問題解決を図るものとし、甲、乙は一切の責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第6条 甲、乙及び丙は、本協定書に基づく連携にあたり、知り得た当事者の秘密を、当該他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

(本協定の見直し)

第7条 甲、乙又は丙から、本協定書の内容について変更の申し出があった場合、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

(有効期間及び更新)

第8条 本協定書の有効期間は、本協定書締結の日から令和6年3月31日までとする。但し、本協定書の有効期間が満了する日の30日前までに甲、乙又は丙から書面による特段の申し出がないときは、本協定書の有効期間は1年間延長されるものとし、以降この例によるものとする。

2. 甲、乙又は丙は、前項の定めに関わらず、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定書を終了させることができる。

(その他)

第9条 本協定書に定めのない事項及び本協定書に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議してこれを定めることとする。

本協定書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月10日

甲 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1  
羽村市  
羽村市長 橋 本 弘 山

乙 東京都羽村市  
公益社団法人 羽村市シルバー人材センター  
会長 船木信雄

丙 東京都品川区西五反田1丁目30番地2  
株式会社ジモティー  
代表取締役社長 加藤貴博